

(様式1)

(様式1)予備検討結果報告書

事業担当課・室 健康福祉部児童家庭課児童相談所改革室

導入検討対象事業の名称	児童相談所等施設整備事業((仮称)東葛飾児童相談所)
1. 事業の概要	
(1)用途・目的等	児童相談所は、児童福祉法に基づき都道府県に設置が義務付けられており、千葉県では 6 か所の児童相談所を設置しているが、現在中央、市川及び柏の各児童相談所は、管轄人口が全国平均を大きく上回り、130 万人を超えている状況にある。また、昨今の児童虐待対応件数の増加やそれに伴う保護児童も増加傾向にある。女児虐待死亡事例に関する県の第5次答申や国の中間報告においてもこの管轄人口の多さが課題の一つとして指摘され、昨年 6 月 4 日には、千葉県社会福祉審議会の答申において、現在の管轄区域を見直すとともに、新たに印旛郡市区域及び松戸・鎌ヶ谷市区域に県の児童相談所を2か所増設する必要がある旨答申された。県としてもこの答申を受けて新たに児童相談所を設置し、一層の児童虐待防止対策を強化する。
(2)整備予定場所	松戸市高塚新田
(3)施設規模	RC 造 2 階建て 4,700 m ²
(4)施設稼動期間	新設整備
(5)県民の利用の有無	有り • 無し
(6)利用料金等の徴収	有り • 無し
(7)費用調達手段	起債 90% 一財 10%
(8)契約予定期間	令和 3 年度
(9)建設・整備期間	令和 6 年度から令和 7 年度
(10)供用開始予定期間	令和 8 年度
2. 導入検討対象事業の要件	
(1)施設の種類(※1)	建築物
(2)事業規模(※2)	●●円 施設整備費(設計費+建設費)
(3)その他特記事項 (1)及び(2)に該当しない事業を候補とする場合の理由等	—

3. 予備検討結果

(1)PFIの適性確認	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設計から建設、維持管理までの業務を一括で民間事業者に委託できる事業であるが、児童福祉法により所長及び所員は都道府県職員でなければならず、運営について専門的な判断を要する業務が多く、一部を除いて委託することはできない。 ○ 工事費のうち一時保護施設に係る部分については、次世代育成支援対策施設整備交付金が適用できるが、当該交付金は、PFI法の規定により整備した施設の所有権を県に移管した上で、維持管理・運営を行う事業が対象となる。 ○ 類似事業の過去の導入検討では、平成25年度の中央児童相談所において、従来手法での整備が妥当という結果が出されている。 ○ 全体整備の一部の施設整備に着手していない事業である。 <p>以上により、法制度面により運営については一部を除いて委託できず、過去の類似事業での導入検討において従来手法での整備が妥当との結果が出されていることから、PFI適性がある事業ではない。</p>
(2)定量的確認結果概要 (詳細は様式2参照)	VFM 0.4 億円 1.1%
(3)定性的確認結果概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設計は、一時保護施設部分の配置について、管理上の問題から、職員で検討を行う必要があるため、設計の自由度は低く、民間ノウハウの活用の余地は少ない。 ○ 維持管理業務については、一括発注することにより、各業務間の連携・整合性の向上及び業務の効率化が図られる。 ○ 修繕等については、個別業務発注の事務手続を要さず、PFI事業者の判断で迅速な対応をとることが可能になる。 ○ 児童福祉法により児童相談所は都道府県の職員であることとされており、また専門的な判断を要する事務が多く、一部を除いて委託することができないため、民間事業者のノウハウや創意工夫を活用する余地が少なく、公共サービスの向上は期待できない。 <p>以上により、維持管理業務において一定の効率化は見込まれるもの、設計の制約がある上、民間事業者のノウハウや創意工夫を最も期待される運営については一部を除いて委託することができず、公共サービスの向上はほとんど見込まれないことから、定性的効果は小さい。</p>
事業担当課における検討結果	<p>〈その他考慮事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宮城県で児童相談所も含めた複合施設での導入事例があるが、複合施設であるため施設規模が本案件とは異なる。また、児童相談所単独での導入事例はない。

○ 児童相談所の新設は、急増する児童虐待相談等に適切な対応がとれるよう児童相談所の業務軽減を図るため、早急に整備する必要がある中で、PFI を導入した場合、新施設の稼働が1年程度遅れることになる。

〈検討結果〉

PFI適性がある事業ではなく、「3.予備検討結果」より、定量的効果がなく、運営の委託が一部を除いてできず、定性的効果が小さいことから、従来手法による整備が妥当である。

※1 「建築物」、「プラント」、「利用料金徴収施設」のいずれかを記入

※2 「施設整備費(設計費+建設費)」又は「単年度の維持管理費・運営費」のいずれかとその金額を記入